



南九州市

農業委員会だより

令和3年3月発行 南九州市農業委員会事務局



塗木市長に意見書を提出する松村会長

市長に農業政策に関する意見書を提出

新型コロナウイルス感染症の収束が一向に見えない中で、本市の農業は茶価や牛肉相場の低迷、秋冬野菜価格の暴落、さつまいも基腐病による被害等により大きな打撃を受けています。令和3年1月13日、南九州市農業委員会では地域農業振興のため、農地利用の最適化を推進し、儲かる農業・魅力ある農村の実現を目指し、次の3点について農業政策に関する政策提言の意見書を提出しました。これは農業委員会等に関する法律第38条に基づき行うもので、本市の農業振興政策に反映してもらうことを目的としています。

1. さつまいも基腐病に対する有効な薬剤の早急な開発を国県等へ要請すること
2. 自然界の菌を利用したさつまいも基腐病の防除方法を検討すること
3. 新規就農者への支援の更なる充実に取り組むこと

令和3年産葉たばこ播種



南九州市葉たばこ振興会は、同市蕨娃町の葉たばこ共同苗床で葉たばこの播種式をコロナ禍の中ソーシャルディスタンスを保ちながら開き、令和3年産の豊作を祈願しました。生産者や行政、JA関係者約100人が出席し、振興会の飯伏勝則会長が「一昨年・昨年と思わしくなかったが、今年は265kg/10aの目標を達成するために関係機関が一致団結して取り組んでいく」と力強く挨拶をしました。

たばこの種は非常に小さな粒のため、鹿沼土に混ぜた種を丹精込めてまきました。

約10日程度で発芽し、3月中旬に定植、5月上旬から7月下旬にかけて収穫します。南九州市の令和3年度の生産者農家は22戸で栽培面積60.2haを予定しています。

農業委員会・農業委員表彰



【農業者年金基金表彰】

南九州市農業委員会は、農業者年金基金より理事長表彰を受賞しました。

この賞は令和元年度の加入者20歳から39歳の新規加入目標数10人以上の部で、全国で2番目に達成度合いが高かったことから表彰を受けました。



【南薩地区農業委員会連絡協議会表彰】

松村孝徳氏は、永年の農業委員会活動による地域農業振興の功績が認められ南薩地区農業委員会連絡協議会表彰を受賞されました。

同氏はこれまで10年4か月農業委員として活躍しておられ、令和2年7月からは南九州市農業委員会会長として、担い手農家等への農地の利用集積や遊休農地の解消等に尽力されています。

1人ひとりの力を活かす農業経営を 家族経営協定を結びませんか

1. 家族経営協定とは

未来のある魅力的な農業経営を築くには、農業に携わる家族が経営ビジョンを共有し、意欲とやりがいをもって経営に参画し、その能力を発揮することが重要です。

経営ビジョンや目標、家族一人ひとりの役割分担、収益の配分や就業条件などの働きやすい環境づくり、将来の経営の継承などについて、家族みんなで話し合い、明文化したものです。

2. 家族経営協定の目的

わが国の農業は、家族単位で農業を営む家族経営が大半を占めています。

家族経営は、家族だからこそその良い点がたくさんある反面、経営と生活の境目が明確でなく、世帯員の役割や労働時間、報酬などの就労条件が曖昧になり、そこから不満やストレスが生まれがちです。

農業経営は経営主だけでなく、配偶者や後継者にとっても魅力的でやりがいのあるものにするために、家族みんなが主体的に経営に参画でき、意欲と能力を存分に発揮できる環境を整えることが重要です。

家族経営協定は、家族の話し合いを通じて誰もが前向きに参加できる家族関係や経営パートナーシップを築くために結ぶものです。

3. 家族で話し合ったことを協定にまとめましょう

農業経営や暮らしの節目に、経営や生活を見直してみましょう。家族内で十分に意見交換し、それぞれの実態に合わせて、必要と考えられる事項を検討しましょう。

また、一度確認すれば終わりではなく、時々刻々と変化する経営状況や家族関係に応じて話し合いを通じて見直すことが重要です。

家族経営協定書には、決められた様式はありませんので、家族の思いを反映した協定書を作成しましょう。

4. 家族経営協定を結ぶことのメリット

○ 認定農業者の共同申請

農業経営への参画が明確にされている家族経営協定が結ばれていること等を要件に、夫婦や親子での認定農業者の共同申請が認められます。

○ 農業者年金の保険料助成

青色申告をしている認定農業者等と家族経営協定を締結している場合、配偶者や後継者に対しては基本保険料(20,000円)のうち一定割合の国庫補助を受けられます。



遊休農地等活用条件整備事業補助金の活用について

遊休農地、荒廃農地の解消と農地の有効利用を図るため、遊休農地等活用条件整備事業補助金（市単独事業）を活用しましょう。

対象者

高齢農家や兼業農家等の所有する遊休農地又は耕作放棄地を整備（荒廃解消）し、かつ、売買又は貸借により5年以上継続して耕作しようとする**認定農業者等**

補助内容

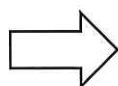
貸借等の権利設定をした遊休農地又は耕作放棄地の整備に係る経費の一部を助成するもので、補助金の額は10アール当たり3万3千円以内（1件当たり20万円以内）

手続き等詳細については、農業委員会へお問い合わせください。

着手前



完了後



読んでみませんか！ 農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。



週刊

月4回金曜日発行
月額700円（消費税込）

購読申込みは、お近くの農業委員・推進委員または農業委員会へ
お気軽にご連絡ください。

農地の売買や宅地等への転用には・・・**農業委員会の許可が必要です****◇農地の売買について**

- ◆農地を農地として利用（耕作）する目的で売買等する場合は、あらかじめ農地法第3条の許可が必要です。（許可を得ないと、名義変更等が出来ません。）
- ◆要件等がありますので、事前に農業委員会へお問い合わせください。

◇農地の転用について

- ◆農地転用とは、農地を農地以外の住宅、駐車場、山林、畜舎等に土地利用を変更することです。このような場合は、あらかじめ農地法第4条又は5条の許可が必要です。（許可を得ないと、地目変更及び名義変更等が出来ません。）
- 4条・・・**自分名義**の農地を農地以外に利用、地目変更する場合
- 5条・・・**他人名義**の農地を買って又は借りて農地以外に利用、地目変更、名義変更等する場合
- ◆許可を受けないで行った場合、法律上の効力がないため登記が出来ないばかりでなく、農地法違反となり罰せられることがあります。
- ◆農地転用するときは、事前に農業委員会へお問い合わせください。

◇転用完了後は地目変更登記をしましょう!!

転用許可を受けた土地は、転用完了後に法務局で地目変更登記を行ってください。転用が完了しているにもかかわらず、登記地目が農地（田・畑）のままになっている土地が多く見受けられます。**固定資産税の課税地目が宅地や雑種地になっていても、登記地目は変わったことになりません。**登記地目が農地のままですと、売買や子への贈与等で所有権移転等する際に、再度、農業委員会への手続きが必要になります。

登記に関するお問い合わせ先：鹿児島地方法務局知覧支局 0993 - 83 - 2208

各種申請書は、毎月末（閉庁日の場合は前日）が締切日で、農業委員会事務局、知覧・川辺支所農林係で受付けています。

安心して農地の貸し借りを!!**◇利用権設定について**

- ◆利用権設定とは、農業経営基盤強化促進法等に基づく農地の貸し借りで、農地所有者が安心して、意欲ある農業者に農地を貸すことが出来る手続きです。
 - ◆貸し手と借り手が話し合って、貸借期間、賃借料の金額、支払方法等を取り決めた上で申し出ます。期間中の解約や期間満了後の更新もできます。
 - ◆ほかに農地中間管理事業に基づく農地の貸し借りもあります。
- 農地の貸し借りについては、農業委員会、地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員へお問い合わせください。

農業者年金に加入しましょう！

～ しっかり積立、がっちりサポート 安心で豊かな老後を ～

農業者年金の特徴

1 農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

家族一人ひとりの年金を！ 今、女性の新規加入者が増えています



2 保険料は自分で選べ、いつでも見直せます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万～6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。



3 税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります(支払った保険料の15%～30%程度が節税)。
- 農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益(保険料の運用益)は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。)

つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります



まだまだあります。こんな特長▼

4 少子高齢時代に強い年金。年金資産は安全性を重視して運用しています

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

※年金の運用は、安全性を重視した運用方法が特徴であり、準備金の仕組み等も導入されています。

5 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族(死亡者の死亡当時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位)に死亡一時金として支給されます。

6 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

農業の担い手の皆様への特別な支援です

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<http://www.nounen.go.jp>

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会か JA または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人農業者年金基金

TEL : 03-3502-3199 (相談員) TEL : 03-3502-3942 (企画調整室)



農地の賃借料情報

農地法の改正により、平成21年12月に標準小作料制度が廃止されたことに伴い、農業委員会は年1回、直近の賃借料情報を提供することになっています。

今回は令和2年1月から12月までに農業経営基盤強化促進法等により締結された賃貸借契約に基づき、その結果をお知らせします。

賃借料は貸し手と借り手の双方がよく話し合うことが大切です！

※ 賃借料情報はあくまでも目安です。賃借料は農地の位置・面積・形状や道路等周囲の条件に応じて、貸し手と借り手の双方がよく話し合って決めてください。

【田の部】

(単位：円/10a 当たり)

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
額娃地域	9,800	15,000	2,000	134
知覧地域	7,300	10,000	1,000	32
川辺地域	6,800	10,000	3,000	187
市平均額	8,000			

【畑の部】 [ハウス等の施設を含む農地、茶畑を除く]

(単位：円/10a 当たり)

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
額娃地域	12,600	45,000	1,000	1,169
知覧地域	10,800	30,000	1,000	471
川辺地域	5,800	20,000	3,000	244
市平均額	11,300			

※1 データ数は、集計に用いた筆数です。

※2 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

※3 市平均額は、各地域の平均値（四捨五入前）をデータ数により加重平均した値です。

※4 茶畑については、畑かん水使用料や防霜ファン施設等に係る経費、貸人植栽や借人植栽など条件が統一された情報となっておらず、ばらつきが見られましたので、集計から除いてあります。南九州市茶業振興会が設定する標準賃借料の目安を参考に貸し手と借り手の双方がよく話し合ってください。

※ 農地の売買取引価格についても、農地の位置・面積・形状や道路等周囲の条件により価格が大幅に変動するため、農業委員会では取引価格を示すことはありませんのでご了承ください。

農作業標準賃金表

令和3年度 農作業標準賃金を次のように定めたのでお知らせします。

◎この標準賃金はあくまでも標準的な目安となるもので、乾田、湿田や整形、不整形等のほ場の条件の違いや特殊作業等については委託者、受託者双方の話し合いによって決めてください。

作 業 名			単 位	標準賃金	摘 要
一 般 農 作 業			1 日	6,400 円 以上	実働 8 時間
山 林 作 業			1 日	7,400 円 以上	実働 8 時間
ロータリー作業	田	1 回目	10 アール	7,700 円	機械、燃料とも作業者持ち
		2 回目以降		7,150 円	
		代かき		7,700 円	
	畑			4,950 円	
深耕	プ ラ ウ		10 アール	4,950 円	
	プラソイラ			4,950 円	
消毒	プラウ消毒		10 アール	5,500 円	機械、燃料とも作業者持ち 薬剤代は別
	ロータリー消毒			5,500 円	
畦立等	畦立		10 アール	4,400 円	機械、燃料とも作業者持ち 資材代、薬剤代は別。甘藷マルチ 同時施肥作業は 10 a あたり 1,100 円加算する。
	畦立マルチ			7,700 円	
	畦立マルチ消毒			9,350 円	
	マルチ(園芸作物)			6,050 円	
肥 料 散 布			10 アール	4,400 円	肥料代は別
農 薬 散 布	水 和 剤		10 アール	3,850 円	農薬代は別
	粉 剤			2,200 円	
甘しょ収穫等	甘しょつる切り		10 アール	4,950 円	機械、燃料とも作業者持ち
	甘しょ掘り			4,950 円	
	甘しょ掘り (自走式ハーベスタ)			17,050 円	機械、燃料とも作業者持ち 運転者 1 人込み
田 植 え			10 アール	7,700 円	機械、燃料とも作業者持ち 資材代は別 コンバイン作業は刈り取り のみとし、乾燥料金は含ま ない。
バインダー				9,350 円	
ハーベスター				8,250 円	
コンバイン	水 稻			17,600 円	
	大豆・そば			8,250 円	
水田畦塗り			1m	61 円	
草 払 い			1 時間	1,270 円	機械、燃料とも作業者持ち

※上記作業料金には10%の消費税が加算されています。

◎ 茶・菓子・昼食・夕食などの賄いは提供しないこととしています。

◎ 10 アール未満または形状の悪いほ場は、各作業とも整備地区、未整備地区にかかわらず作業料金を加算させていただきます。また、ほ場への距離によっても加算する場合があります。

◎ コンバイン刈りで、稲の倒伏や雑草等で作業に支障のある場合、作業料金を加算させていただきます。

◎ 形状の悪いほ場や、草丈の繁茂状況により作業賃金は当事者間で協議してください。

(基準は、平坦地で、草丈が膝辺りまでを標準としています。)

◎ 一般農作業の標準賃金は、鹿児島県最低賃金を下回らないように設定していますが、年度途中で県最低賃金を下回った場合は、県最低賃金の額以上とします。

令和3年4月

南九州市農業委員会